

# 令和5年度八街市水道事業会計 予算原案作成方針

令和4年10月21日

## 第1 水道事業を取り巻く環境

### 1 国の経済動向について

内閣府が令和4年8月に公表した月例経済報告では、今後の先行きについて「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。」としている。

### 2 八街市水道事業の財務動向

八街市水道事業の令和3年度決算において、給水人口は前年度から1.1%増加、有収水量は前年度から2.1%減少し、営業収益の主な収入である給水収益については前年度から2.2%減少している。

一方、営業費用については、原水及び浄水費における受水費や配水及び給水費における修繕費が減少したことから5.0%減少しているが、営業収支比率は80.8%と類似団体と比較しても未だ低い状況である。

今後、給配水管路及び配水場施設の老朽化による更新工事に伴う経費の増大、霞ヶ浦導水事業の進行に伴う暫定井戸の廃止による印旛広域水道からの受水費等費用の増加が見込まれていることから、令和5年度における水道事業の財務状況は依然として厳しいものとなる見込みである。

## 第2 基本方針

八街市水道事業基本計画及び八街市総合計画 2015 後期基本計画等に定める「安全な水道」「強靱な水道」「水道サービスの持続」を基本目標とし、水質検査のほか給配水管路及び水道施設の更新事業等を前年度に引き続き実施し、必要な予算を確保する。

また、職員一人一人が、水道を取り巻く経営環境を十分に認識し、水道事業運営上の諸課題に対する問題意識及びコスト意識を更に高め、事務の効率化の視点を持って業務に取り組む。さらに、前例にとらわれず、効率性等を十分に考慮し実施するものとする。

### 1 予算原案作成の基本的な考え方

#### (1) 重点的取組事項

- ① 安全な水道
  - ・ 適切な水源保全の推進
  - ・ 水質管理体制の強化
- ② 強靱な水道
  - ・ 老朽施設・老朽管の更新
  - ・ 水道施設の耐震化
- ③ 水道サービスの持続
  - ・ 経営基盤の強化

#### (2) 一般会計に対する依存の軽減

一般会計に対する依存を極力軽減する努力を怠らず、創意工夫のもと、継続して経常経費の削減及び国県補助金等を活用し財源確保に取り組む。